

	質 疑	回 答
	(対象工事について)	
1	すべての工事が「週休2日促進工事」の対象なのか。	●令和6年4月1日以降に契約する工事で、工事特記仕様書に、「週休2日促進工事」と記載した工事です。
2	実施要領「5.対象工事(1)」に、「ただし工事内容及び施設の実情等により対象期間の確保が困難な工事は対象外とする場合がある。」とあるが、どのような工事が対象となるのか。	●「工事内容及び施設の実情等」とは、利用者の安全を早急に確保する必要がある工事や建築設備の故障による早期に利用回復を図る必要がある工事などを想定しています。 ●「対象期間の確保が困難」とは、現場作業の実働期間が短く、週休2日を見込むが、実施要領に定める4週8休の現場閉所率が確保できない工事を想定しています。
3	世田谷区が発注する営繕工事は全てが対象となるか。	●対象となる営繕工事は従来方式の工事を想定しており、発注方式や発注内容などから促進工事としてそぐわないと判断する場合は、対象外とすることがあります。対象工事か否かは特記仕様書の記載をご確認ください。なお、促進工事の対象外とした場合でも、週休2日の推進を除外するものではありません。
	(週休2日について)	
4	土日を週休日とすることが難しい場合はどうすればいいのか。	●実施要領「3.週休日の確保(1)」ただし書きによる。 工事着手時に、受発注者の協議により、土日以外の曜日に週休日を任意に設定し、現場閉所等を行うことで週休2日に取り組むことが可能です。 ●週休2日促進工事の達成状況は、工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完了日までの期間における現場閉所等率で判断します。
5	週休日が天候により4週間のうち1週間は0日、次の1週間は3日、次の1週間は2日、次の1週間は3日休んだ場合、4週8休が達成できたと考えてよいのか。また、これは月単位で整理することとなるか。	●週により現場閉所日数が変動したり、毎月同じ現場閉所等率である必要はありません。 ●工事着手日から、工事完了日までの対象期間で現場閉所等率を算出します。
	(対象期間について)	
6	天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間や、工事事故等により現場が止まった場合の不稼働期間は対象期間に含まれるのか。	●工事実施できない期間を対象期間に含むかは、受発注者の協議とします。なお、天災による不可抗力により工事ができない期間が生じた際は、原則、対象期間に含めないことになります。別途、工期延長について協議いたします。
7	工事完了日は、誰が何ををもって判断するのか。	●受注者が工事施工範囲内の作業がすべての完了の旨を報告し、仮設物の撤去をはじめ清掃の完了を監督員が確認のうえ、現場を撤退した日をいいます。 ●契約検査や各検査指摘事項の是正作業の日は含みません。
	(週休日について)	
8	実施要領「3. 週休日の確保(1)」に、『「世田谷区の休日に関する条例」第1条第1項に規定する休日にて行い、』とあるが、その休日とは。	●「世田谷区の休日に関する条例」第1条第1項に規定する休日は、土曜日、日曜日、祝日および年末年始の12月29日から1月3日をいい、その休日振替日も含みます。 ●年末年始(12月29日から1月3日)の6日間は対象期間から除きます。
9	『「世田谷区の休日に関する条例」第1条第1項に規定する休日にて行い、』とあるが、その日以外の日を週休日にすることはできないのか。	●原則、土曜日、日曜日、祝日および年末年始の日としますが、協議により平日を週休日とすることは可能です。

	質 疑	回 答
10	祝日に休工した場合、週休日に含めてもいいか。	●4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所等日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態であり、土曜日、日曜日、祝日を問わず週休日に含めて問題ありません。
	(現場閉所について)	
11	平日、悪天候で現場閉所し、現場代理人が現場事務所ではなく、本社で書類を作成した場合は、現場閉所として扱われるのか。	●現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場及び現場事務所において受注事業者の作業が無く、1日を通して現場が閉所された状態をいいます。 ●現場閉所日に本社で書類を作成した場合、本要領では週休日として扱うことは可能です。 ※ただし、改正労働基準法に抵触しないようにしてはなりません。
12	半日を休工とした場合、0.5 週休日として扱われるか。また、月曜日午後から火曜日午前等、連続した半日単位で現場閉所を計画した場合、合わせて1日週休日として扱われるか。	●1日単位で実施とし、半日を休工としても0.5週休日とは扱いません。また、月曜日午後から火曜日午前の連続した現場閉所については、一般的に両日とも出勤日として扱うと考えるため週休日として扱いません。
13	夜間工事として、金曜日22時から土曜日6時まで作業を行った場合、どのように扱うのか。	●金曜日22時から土曜日6時の施工は、一般的に金曜(夜間)は作業日とし、土曜日は週休日として扱います。
	(現場休息について)	
14	発注者側の都合で休日に工事を実施した場合は、週休2日促進工事として認められないことになるのか。	●発注者の都合により、指定していた週休日に作業を実施することになった場合は、別の日を週休日に振り替え、現場閉所等率を確保します。 ●上記の対応ができない場合は、工期延長の変更について協議いたします。 ●受注者の責によらず、工期延長もできない場合は、現場作業を余儀なくされる期間として、対象期間には含みません。
	(4週8休について)	
15	朝8時に作業員等が現場に集合したが天気予報が外れ、現場での施工を断念し、現場代理人を始め、作業員等を解散した場合は、現場閉所として扱われるのか。	●降雨、降雪等による予定外の現場閉所等として、週休日の日数に含みます。
	(積算等について)	
16	4 週 8 休(週休2日)に満たなくとも、4 週 6 休以上の達成であれば、達成率に応じた補正係数を適用するのか。	●世田谷区の実施要領においては、達成率に応じた補正(4週7休、4週6休)は行いません。
	(現場閉所等の確認方法)	
17	現場閉所の確認方法はどのようなものか。書類の簡素化に配慮されているのか。	●現場閉所の確認方法は受発注者間で決定することとしていますが、書類の簡素化に配慮し、全体実施工程表等により週休2日が確保されていることを確認します。
	(その他)	
18	週休2日を達成できなかった場合、工事成績評価は減点されるのか。	●週休2日を達成できなかったことを理由に、工事成績評価を減点することはありません。
19	現場閉所等率が28.5%に満たない場合、工事完成までの間に、前払いや部分払い等で既に支払いを受けた場合、減額の補正はどうするのか。	●現場閉所等率が28.5%に満たない場合は、工事に係る注意事項で提示した労務費補正額をすべて減額変更します。 ●前払いや部分払い等支払い済の部分については、最終の契約変更において労務費補正額分を減額します。